

防府市明るい選挙推進協議会規約

(名 称)

第1条 この協議会は、防府市明るい選挙推進協議会という。

(事務局)

第2条 この協議会の事務局は、防府市選挙管理委員会事務局に置く。

(目 的)

第3条 この協議会は、民主政治の基盤である選挙が、明るく行われるように有効適切な諸方策を企画し、効率的事業を実施して理想選挙の実現に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 選挙啓発の企画及び実施
- (2) 各種資料の収集、作成及び配布
- (3) 関係団体等の連絡調整
- (4) その他、目的を達成するために必要な事業

(委 員)

第5条 この協議会の委員は、関係団体又は機関からの推薦のあった者の中から、防府市選挙管理委員会が委嘱する。

(役 員)

第6条 この協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名

(会長及び副会長の義務)

第7条 会長は、この協議会の会務を総括し、この協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(役員及び委員の任期)

第8条 役員及び委員の任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員及び委員は、任期終了後でも後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(会 議)

第9条 この協議会の会議は、総会（以下「会議」という。）とする。

- 2 会議は、委員全員をもって構成し、この協議会の業務に関する重要な事業について審議する。
- 3 会議は、必要に応じ会長が招集する。
- 4 会議は、構成員の2分の1以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 5 会議の議長は、会長が当たる。
- 6 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が総会の議決を経て定める。

附 則

この規約は、昭和49年5月27日から施行する。

附 則

この規約は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年9月17日から施行する。